

「御黒印長持有之候御書付写」

——江戸時代前半期の大阪における幕府の軍事機構に関する史料の紹介と分析——

小 倉 宗

はじめに

江戸時代の上方は、政治・経済・軍事上、関東とならば幕府の拠点地域であつた。ここでは、京都・大阪・伏見・奈良・堺といった直轄都市が設定されるとともに、二条城や大阪城などの直轄城（番城）が存在した。また、京都の二条城は、将軍が上洛する際の宿所としての性格が強いのに対し、大阪城は、上方や西国における幕府の軍事拠点であり、江戸城に次いで多くの役人・軍隊（番衆）が勤務していた。このように、江戸時代の大坂は、幕府において重要な位置を占めており、しかも軍事は、武家政権を構成する大きな要素であつたことから、大坂の軍事機構に考察を加えることは、ひろく幕府の機構一般や全国支配を理解することにつながる。

そこで、本稿では、大阪における幕府の軍事機構に関する史料、とくにその中心をなした大坂城代・大坂定番・

大坂町奉行に関する史料として、姫路市立城郭研究室が所蔵する酒井家文書のうち「御黒印長持有之候御書付写」（酒井家文書B二一）一冊を紹介・分析する。この史料は、上野前橋（厩橋）一五万石の藩主であった酒井忠恭（ただずみ）が、大坂の軍事・政治機構の長官であった元文五年（一七四〇）～延享元年（一七四四）の間に、大坂城の本丸で保管される「御黒印長持」に収められた文書（「御書付」）から、寛永一六年（一六三九）～享保一五年（一七三〇）の九〇年余にわたる一〇通を写した（家来に筆写させた）帳面である（以下、一〇通の文書は、収録順に【文書1】のように表記する）。これら一〇通の文書には、従来知られていなかったり、十分に検討されてこなかった貴重なものが多い。また、享保期（一七一六～一七三六）以前の江戸時代前半期は、幕府の軍事・政治機構が形成される大事な時期でありながら、後半期に比べて残された史料が少ない点や、大坂の長官である城代をつとめた大名自身の家に伝来した点からも、「御黒印長持有之候御書付写」の史料的价值は高い。

この史料に収められる一〇通の文書は、時間順に配列されていない。そこで、一〇通の文書について、収録順の通し番号¹⁾、年月日、差出・宛名の役職などを整理し、時間順に並べ替えると、【表】「御黒印長持有之候御書付写」所収の文書一覧【表】のようになる。【表】によると、「御黒印長持有之候御書付写」には、寛永期（一六二四～一六四四）一通、承応期（一六五二～一六五五）一通、寛文期（一六六一～一六七三）五通（寛文に改元される万治四年「一六六一」の一通を含む）、元禄期（一六八八～一七〇四）二通、享保期一通、という五つの時期の文書があり、とりわけ寛文期のものが多いことがわかる。さらに、歴代の城代のなかでも寛永期の阿部正次・寛文期の青山宗俊・元禄期の土岐頼殷（よしか）の三名は、在任期間が例外的に長く、その在任中には大坂の幕府機構が大きく整備・改革されたため、これら三つの時期に関わる文書を収録した「御黒印長持有之候御書付写」は、大坂の軍事機構について考えるうえで有用な素材となる。

なお、一〇通の文書のうち【文書9】【文書10】は、大野瑞男氏がすでに紹介し、【文書4】【文書6】【文書7】

は、上方における幕府の軍事機構を論じた拙稿で一部使用している。⁽⁴⁾しかし、それ以外にも興味深い内容が多く含まれることから、本稿では、「御黒印長持有之候御書付写」を全面的に翻刻・紹介し、解説・分析を加える。

第一章 大坂における幕府の軍事機構と黒印状・下知状・「御黒印長持」

第一節 大坂の軍事機構の概要

「御黒印長持有之候御書付写」を紹介・分析するための前提として、先行研究の成果をもとに、江戸時代前半期の大坂における幕府の軍事機構の概要をまとめると、次のようになる。⁽⁵⁾

幕府の上方・西国支配における最重要の城は当初伏見城であったが、元和五年（一六一九）、大坂が直轄地となり、伏見城を守護する番衆が大坂城へ移ったことにより伏見城は廃止された。同年以降、大坂城は、上方や西国における幕府の軍事拠点となり、城代・定番・大番・加番・六奉行をはじめとする多くの役人や番衆が配置された。また、同年には、大坂市中とその周辺地域を支配する二人制の大坂町奉行が新設され、島田直時が西町奉行、久貝正俊が東町奉行に任じられた。

大坂城代は、三〜一〇万石の譜代大名一名が任期の定めなく勤務し、大坂城の守衛・管理の最高責任者として、定番以下の役人や番衆を統率するとともに、二丸の正門である追（大）手口を守護した。元和五年に伏見城代の内藤信正が大坂城代へ転じ、寛永三年（一六二六）に辞任すると、幕府は、江戸の老中（年寄）である阿部正次にその後任を命じた。なお、城代の在任期間は通常二〜五年程度であるが、その例外として、阿部正次は二一年余、青山宗俊は寛文二年（一六六二）から一六年余、土岐頼殷は元禄四年（一六九二）から二一年余そ

それぞれに任じた。また、従来は、大坂城の軍事が城代、大坂市中・周辺地域の支配（民政）が町奉行に二元化していたところ、元禄一四年、町奉行が城代の指揮下に編入されることで、大坂の幕府機構が城代を長官として一元化された（二次史料の『徳川実紀』による指摘）。

大坂定番は、城代を補佐する重職として、一〜二万石の譜代大名二名が任期の定めなく勤務した。二名の定番は、二丸の京橋口と玉造口をそれぞれ守衛するとともに、鉄炮奉行・弓奉行・具足奉行・破損奉行・金奉行などを監督した。元和九年、稲垣重綱が玉造口定番、高木正次が京橋口定番に初めて任命されるが、高木が死去した寛永七年以降の一七年余は、稲垣が一名で定番をつとめた。

正保四年（一六四七）、城代の阿部正次が死去すると、幕府は、正次の子で老中の阿部重次に、翌正保五年（二月二五日に慶安へ改元）には、正次の甥で山城長岡（勝竜寺）藩主の永井直清に、正次が担当していた番所の守衛を命じた。また、慶安元年（一六四八）六月二六日、保科正貞が玉造口定番、内藤信広が京橋口定番に任じられ、それぞれに与力三〇騎・同心一〇〇人が付けられると、これまで玉造口を守衛した稲垣は、永井から追手口を受け取った。しかし、稲垣は、城代でなく、あくまで追手口を守衛する定番であり、定番は三人制となった。さらに、翌慶安二年、稲垣が辞任すると、追手口の定番に内藤信照が任命され、承応元年（一六五二）に内藤信照が辞任すると、同年以降は水野忠職・内藤忠興・松平光重の三名が二年交代、万治元年（一六五八）以降は一年交代の輪番制で追手口定番をつとめた。そして、寛文二年、青山宗俊が阿部正次の後任（「跡役」として一四年余ぶりの城代に就任し、青山が水野より追手口の番所を引き継ぐと、定番は、玉造口・京橋口の二人制に復した）。

大番は、將軍の直轄軍の一つであり、大番頭のもとに五〇名の旗本を一組として、寛永一一年以降は一二組存在した。また、元和五年以降の大坂城と寛永一二年以降の二条城には、大番二組ずつが一年交代で勤務（在番）

した。大坂城では、本丸と二丸南面を守衛した。

大坂加番は、寛永二年より一〇五万石の大名（旗本の場合も一部あり）三丁四名が一年交代で勤務し、山里・中小屋・青屋口・雁木坂の番所をそれぞれ守衛した。

六奉行は、大坂城の維持・管理を担当する役人であり、鉄炮奉行・弓奉行・具足奉行・材木奉行（のち破損奉行）・金奉行・蔵奉行の六つがあつた。このうち材木奉行（破損奉行）は、施設の修復や資材の管理、金奉行は、本丸にある金蔵の管理と金銀の出納を担当した。

第二節 大坂の黒印状・下知状と「御黒印長持」をめぐる先行研究

ところで、江戸以外（遠国）に勤務する幕府の役人や番衆が任命・派遣される際、將軍や老中からは、職務の内容や勤務の心得、他の役人・番衆との関係などを箇条書きにした黒印状や下知状が与えられた。黒印状と下知状は、遠国の役人や番衆の職務と組織に関する最も基本的な文書であり、彼らが構成する軍事・政治機構を検討するうえで有益な史料となる。大坂城代（や大坂定番・大坂町奉行）にも黒印状や下知状が与えられたが、それについて、富善一敏氏は次のように指摘する⁶⁾。

新任の大坂城代は將軍から黒印状と下知状を下付され、大坂城に入城する儀式（「御城入」）を行う。その際、普段は桜門脇の大番与力番所内の「御黒印長持」に収納してあつた前任の城代への黒印状と下知状を、城代上屋敷内の大広間へ運び、定番と町奉行に拝見させた上で、新旧の黒印状と下知状を入れ替える儀式を行つていく。これは単なる文書の入替えではなく、將軍の權威を示す儀礼であつたと考えられる。

これによると、黒印状と下知状は、將軍（や老中をはじめとする幕府）の權威を象徴する重要な文書であつた

こと、任地の大坂においては、「御黒印長持」という箱に収められ、新旧のものを入れ替える時には（大坂城の二丸にある）城代の上屋敷で厳かな儀式が行われ、將軍の直轄軍である大番が守衛した（本丸の入り口にあたる）桜門の脇にある番所で大切に保管されるなど、特別な扱いがなされたこと、が知られる。なお、「御黒印長持」には、黒印状や下知状とともに、城代・定番などの職務に関わる各種の重要文書も収納されたようである。そして、本稿で紹介する「御黒印長持有之候御書付写」は、この「御黒印長持」に収められた文書のうち黒印状や下知状以外の一〇通を書き写した帳面である。

また、大坂の軍事機構に関する従来の研究でも、城代・定番や町奉行あての黒印状と下知状がとりあげられたが、その際、下知状に記載される軍事指揮権の問題がとくに議論されてきた。⁷⁾

承応三年（一六五四）に内藤忠興が追手口定番に就任した時の下知状では、西国において非常事態が発生した際、將軍の指示を待つことなく、京都所司代の板倉重宗や元老中（年寄）で山城淀藩主の永井尚政と相談・連署のうえ大名などに軍事的な出動を命じるよう定められている。この段階では、西国の有事に対する軍事指揮権は所司代の板倉と元老中・淀藩主の永井のもとにあった。

寛文二年（一六六二）に青山宗俊が城代に就任した時の下知状では、西国における非常事態の際には、將軍の指示なく城代・定番などが連署して大名を指揮する権限が与えられた。この下知状は、承応三年の内容をおおむね踏襲しているが、所司代や淀藩主に相談すべき旨の文言はなくなり、西国の有事に対する軍事指揮権のすべてが城代・定番などに委ねられている。

將軍の指示を待たずに城代らが合議して大名へ軍事的な出動を命じる権限は、幕府のなかでも例外的なものであるが、これについては、寛永一四〇一五年（一六三七〓三八）に起こった島原の乱後の措置であろうと推測する説や、承応三年に將軍から城代へ委ねられたとする説があった。

これらの研究を受けて、筆者は、「御黒印長持有之候御書付写」所収の文書を用いつつ、大坂の軍事機構について、次の点を明らかにした。⁸⁾

西国の有事に対する軍事指揮権が島原の乱を契機として成立したこと、阿部正次が城代に在任していた当初は、こうした権限を城代・定番・町奉行が独自に発動しえたこと、所司代や淀藩主が関与する承応三年のあり方は、あくまで城代が中断している時期の暫定的な措置であったこと、を〔文書6〕により）確定した。

幕府は、諸大名を主導して領主的・国家的な危機に対処する統一政権としての立場にある一方、外様大名だけでなく一門大名にも警戒を怠らず、徳川將軍家と譜代大名を中心に構成される政権としての性格を帯びたことを〔文書7〕により）説明した。

上方の幕府機構において、当初は大坂が軍事の拠点、京都が地域支配（民政）の拠点であったが、元禄一四年（二七〇一）に城代が所司代とほぼ同様の格式に引き上げられ、大坂町奉行などを指揮監督するようになることで、大坂が軍事のみならず地域支配の拠点としての地位も獲得したことを（二次史料の『徳川実紀』ではなく一次史料の〔文書4〕により）実証した。

以上、大坂における幕府の軍事（政治）機構の概要と黒印状・下知状・「御黒印長持」をめぐる先行研究の成果を確認した。これらをつまえたうえで、第二章では、「御黒印長持有之候御書付写」を翻刻・紹介し、第三章では、収録される一〇通の文書を時間順に並べ替えたうえで、文書ごとに解説・分析を行う。

第二章 「御黒印長持有之候御書付写」の翻刻・紹介

【凡例】

- 一、本章では、姫路市立城郭研究室が所蔵する酒井家文書のうち「御黒印長持有之候御書付写」（酒井家文書B二）を翻刻する。

一、漢字は原則として常用字体を用い、それにはないものは正字体を用いた。かなは現行の字体に改めた。ただし、次の異体字・俗字・合体字・かなは残した。

曾（曾） 斗（計） 井（并） 夕（より） 江（え）
而（て） 与（と） 者（は） 茂（も）

一、くりかえし記号について、漢字は「々」、片仮名は「ゝ」とした。

一、読解の便をはかるため、読点（・）や並列点（・）を施した。また、平出や欠字は一字あけた。

一、収録される文書には、【文書1】のような形で通し番号を付した。

一、人名・役職・年次などの翻刻者による注記は、本文やその傍に（ ）をもって示した。なお、大坂に勤務する幕府の役人や番衆については、役職名のうち「大坂」の表記を省いた。

一、人名や役職は、以下の文献によった（第三章も同じ）。「柳営日次記」（国立公文書館所蔵）。高柳光寿ほか編集顧問『新訂寛政重修諸家譜』続群書類従完成会。黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系 徳川実紀』吉川弘文館。藤井讓治『幕府領と大名領』大阪府史編集専門委員会編『大阪府史 第五巻』大阪府、一九八五年。宮本裕次『大坂定番制の成立と展開』『大阪城天守閣紀要』三〇、二〇〇二年。「大坂城代一覽」「大坂定番一覽」

「大坂町奉行一覽」大阪城天守閣編 特別展 徳川大坂城 西国支配の拠点 大阪城天守閣特別事業委員会、二〇〇八年。

【翻刻】

〔表紙〕

御黒印長持有之候御書付写

┌

【文書1】

覚

一、当地〔大坂〕在番之面々・諸役人衆・御代官衆家来之外、御城中江初而入可申者并医者・諸職人、松平丹波守・私共〔光華 前追手口左衛門〕三人遂相談、其上医者・職人者、右之ものとも慥成様子町奉行衆江承届、御城中江出入可為仕旨相究候事、

一、諸職人、御城外二而用調候者之分者、御城中江呼入候儀無用可仕旨、松平丹波守・御番頭衆・町奉行衆・私共遂相談 相究候之事、

一、追手・玉造・京橋三ヶ所之御門、少二而茂新規之儀有之刻者、何時茂丹波守・私共三人相談可仕旨申合候事、

右之通、水野出羽守〔忠綱 追手口左衛門〕被罷上候而茂、同前申合事御座候、以上、

渡辺丹後守〔高柳 玉造口左衛門〕（花押）

寛文二年寅四月六日

板倉内膳正(建永、京橋口正)(花押)

表書之趣可然候之間、其通可被致沙汰候、以上、

四月廿八日(慶文二年)

美濃(編笠庄)(印)

豊後(阿部野秋)(印)

雅楽(津井春清)(印)

【文書2】

覚

一、与力(江戶)共召抱候儀者、其許にて被仰付候通、弥九州・四国・中国・五畿内之本国・生国を除、慥成者を召抱可申候、然共別而慥成由緒を存候者は、生国斗八除之、召抱可申与奉存候、

附、同心(江戶)召抱候儀者、保科(正貞、前玉温口正)彈正忠・安部(信盛、前京橋口正)撰津守茂慥成を本二仕、遂吟味、生国二無構召抱候之由申候、
一、私共召仕之侍、生国に無構、由緒慥成者或私共家にしたしみ有之者八、随分遂吟味、召抱可申与奉存候、

附、足輕・中間者、知行所之者八不及申、本国・生国二無構、慥成者を撰、召抱可申与奉存候、
一、与力・同心并私共家来之召仕男女者、從遠国召抱候儀者不能成候付而、唯今迄保科彈正忠・安部撰津守も慥成者を撰、召抱させ、本国・生国に無無之、知行所之者八不及申、召抱申候、

右之通二私共も可仕与奉存候、町奉行衆共遂内談候之処、兎角末遂かたく被存候、其上召仕之かるきもの、遠国江下人召抱二人遣候儀茂難成、如何様之者を召抱可申も、遠国之儀御座候故、無心元存候間、旁以彈正忠・撰津守唯今迄仕候通二私共茂仕度奉存候、以上、

寛文元年五月廿七日

板倉内膳正

(重矩、京橋口定書)
(總長、玉造口定書)

石川播磨守

表書之通可然候間、可被用此旨趣候、以上、

寛文元年七月九日

伊豆

(松平信綱、老中)
(稻葉正則、老中)

美濃

(岡部武秋、老中)

豊後

(瀧井忠清、老中)

雅楽

石川播磨守殿

(總長、玉造口定書)
(重矩、京橋口定書)

板倉内膳正殿

【文書3】

覚

板倉内膳正・渡辺丹後守徒同心羽織之事、

是者、可被下候間、於大坂被申付、直段書付可被差越候、其節添状可遣事、

寅 (寛文二年)

三月八日

【文書4】

覚

一、御用向之儀、京都におひて所司代江申達候程之品は、向後御城代江達之筈ニ候間、御定番・大番頭・加番之面々申達候儀、并町奉行・御船手・御目付・諸役人より窺之品承之、了簡之通可被相談事、

一、御門・御櫓・堀小破之修復并軽き諸道具、惣而少宛之繕又は掃除等之儀、如前々從大番方出候破損奉行可申付之、大たち候御普請之儀者、定役之破損奉行相勤、下奉行は御城代・御定番より出之、品により加番之面々より毛可被差出事、

一、番頭・加番之面々小屋、小破之節は自分ニ而可被加修理、大破之時分は從 公義可被 仰付事、右之趣、今度被 仰出候条、可被存此旨候、以上、

元禄十四年十一月廿八日 稻葉丹後守(正将 老中)

秋元但馬守(備前 老中)

小笠原佐渡守(尾張及備前 老中)

土屋相模守(政異 老中)

阿部豊後守(正武 老中)

土岐伊予守殿(讃岐 城代)

【文書5】

覚

一、大坂御城中江御番代之節、日傭之者召連入候事、

是者、尤候得共、小身之輩者差当可為迷惑候間、先有来通可然候、弥僉議之上、追而可相達事、

一、御加番衆御番代之節、家来物頭分、騎馬二而罷越、御城中江馬引入候事、

是者、向後御城中江家来之馬引入候儀無用之由、御番頭・御加番衆江於当地〔江〕可申渡候、於其地茂不入候様可被

仕事、

一、御番頭衆・御加番衆之小屋、大破之時者修復從 公義被 仰付、小破之時者自分而繕普請、駿府同前二仕度之

由之事、

是者、先唯今迄如有来可被致沙汰事、

以上、

寛文二年三月八日

〔御業正則 卷中〕
美濃守

〔同部忠秋 卷中〕
豊後守

〔須井忠清 卷中〕
雅染頭

〔重定 京橋口定書〕
板倉内膳正殿

〔玉堀 玉造口定書〕
渡辺丹後守殿

【文書6】

覚

一、於西国筋何遍之事出来たりといふとも、令遅々不苦儀者、言上のうへ可申付之、差当事有之時者、不及得上

意、四人存寄之通以連判可申遣旨被 仰出事、

一、西国筋船御用之時、是又差当儀におひて八、不被 仰出以前にも、相談之上近国江申觸、無遅々様に可致沙汰之、相延候而も不苦時者、可伺 上意事、

一、御鉄炮・玉薬・具足以下、何方二而も急之御用に差遣之於可然者、不得 御意候共、相談之上可遣之、遅延候ても不苦時者、其趣令言上、可任 上意事、

一、備中守・摂津守家来縁辺之儀者不及沙汰、(又同正候 兼町奉行 曾我古祐 西町奉行)因幡守・丹波守召つかひの者とも相互に可申合之、御譜代衆近国仁之面々家中に至ても、其者をえらひ、たしかなるにおひて八、可申結之事、

一、大坂関船并船頭・加子之儀、此段者重而可被 仰出旨事、
右之通、今度曾我丹波守参上候而、被得 上意候処、如此相濟候、以上、

寛永十六年六月廿五日

阿部備中守殿 (正次、城代)

稲垣摂津守殿 (重頼、玉造口正徳)

久貝因幡守殿 (正俊、東町奉行)

曾我丹波守殿 (古祐、西町奉行)

【文書7】

覚

一、大坂御城中小細之儀者、(大坂)彼地江罷越、(正角、前通口正徳)保科弾正忠・安部摂津守に様子具相尋、(高藏、前通口正徳)兩人申付候通にいたし、相改可

然儀者、以連々可申付候、与力・同心江之申付様も同前之事、

是者、書面之通可然事、

一、自然御城中俄破損出来、修復仕候八、近辺之御譜代衆遂相談、当座之繕いたし、其内江戸江申伺之、御普請之奉行被 仰付候様可仕哉之事、

是者、書面之通可被致沙汰事、

一、御定番衆・大御番頭・町奉行衆・御目付衆同道いたし、毎月朔日御本丸江罷出、御城中見廻申候、御加番衆者、元日・三月三日・五月五日・七夕・八朔・九月九日、右之面々同道にて被罷出之由御座候之事、

これ八、如有来可然事、

一、御加番衆、先年より大坂一二里の道筋へ八御番頭同道いたし、遠廻に被出之由候、弥其通に可仕候哉、於然者、かハリく被罷出、少之間も御城中明不申候様可仕哉之事、

是者、書面之通かハリく被出可然事、

一、尼ヶ崎・堺津・其外日帰之近所へ八、道筋見分として兩人之内言人宛可罷出哉之事、

これ八、見分可然候、乍去切々八無用之事、

一、与力・同心、本国・生国五畿内・九州・四国・中国筋之者を除、相抱可申哉之事、

是者、与力・同心者勿論、家来之者迄、自今以後者此書面之国々相除、被抱之、可然事、

一、与力・同心、親・兄弟・伯父甥、御一門方并国持大名江したしみ無之者を相抱可申哉之事、

これ八、書面之通尤候事、

一、万一大御番頭・御加番衆之内、於御城中死去候八、其家来之者共八町屋江出之、彼小屋番に八、大御番頭は与力・同心之者、御加番衆は相残御加番衆家来之者を置可申哉之事、

是者、書面之通可然事、

以上、

五(万治四年)

三月廿五日

美濃守(福美正則 老中)

豊後守(阿部忠秋 老中)

伊豆守(松平信綱 老中)

雅楽頭(藤井忠清 老中)

石川播磨守殿(松原 玉造口右衛門)

板倉内膳正殿(蓮見 京麿口正衛)

【文書 8】

覚

一、京橋・玉造御蔵曲輪石垣上置事、

一、玉造御蔵廻裏土之事、

一、大手先之地形ならさせ申候事、

右三箇条之御普請、来春可被申付事、

一、鳴野塩硝場破損之時修復事、

是者、跡々薬合候時出之候以郷村人夫修復可申付事、

一、大坂与力・同心、御普請之奉行二出候時御扶持方事、
是者、江戸並二被下候事、

一、大坂御役人之面々、御代替之為 御目見参上之事、

是者、来春重而可被相伺之事、

一、農人橋及大破由之事、

是者、遂僉議、以入札相極可申付事、

一、弾正忠与力(保正貞、玉道口定重)・徒同心屋敷不足之事、

是者、望之通被下候、弥僉議仕、相渡之所を立候町人に八、道頓堀之明地二而相心二替地可被出之事、

右、隼人正致(松平重次、東町奉行)参府、書付之通得 上意、如此被 仰出候、以上、

承応二年十一月十六日 豊後守(同部忠秋、老中)

伊豆守(松平信興、老中)

雅染頭(須井住忠清、老中)

水野出羽守殿(忠職、追手口定重)

保科弾正忠殿(正貞、玉道口定重)

安部撰津守殿(信成、奇襲口定重)

曾我丹波守殿(古祐、西町奉行)

松平隼人正殿(重次、東町奉行)

【文書9】

覚

其元御蔵二詰置候金銀員數之儀、向後金拾万兩程之積不断差置候之様御金奉行江可被申渡候、右之段御勘定奉行
江茂申渡事候、以上、

六月廿六日

土屋相模守

戸田山城守

阿部豊後守

土岐伊予守殿

安部摂津守殿

松平縫殿頭殿

永見甲斐守殿

保田美濃守殿

【文書10】

金高拾三万九千貳拾壹兩壹歩・銀拾壹匁貳分三厘六毛

内

金六万九千五百拾兩貳分下銀拾壹匁貳分三厘六毛

内 小判六万八千三百拾兩

壹歩判千貳百兩貳分

内千拾兩貳歩者、当四月十八日方不足金

残金六万八千五百兩、御金蔵有金

内 小判六万七千五百兩

壹歩判千兩

金六万九千五百拾兩三分

此償銀三千六百三拾壹貫三百三拾七匁九分壹厘九毛

御金蔵

銀合三千六百三拾壹貫三百四拾九匁分五厘五毛

有銀

内 丁銀三千三百九拾六貫三百四拾九匁分五厘五毛

小玉銀貳百三拾五貫目

右御除銀、常是手代為相改申候、

金壹万千八百貳拾六兩貳分

銀四千百貳拾貳貫七百四拾四匁六分八厘壹毛

右之通、御除金銀・御遣方金銀、書面之通相改、相違無御座候、以上、

享保十五庚戌年十二月十七日

松平日向守印

稻垣淡路守印

深津八左衛門印

大岡(忠元、金奉行飯後)小右衛門印
波多野(兼有、金奉行飯後)奎之助印

第三章 「御黒印長持有之候御書付写」に収録される文書の解説・分析

【文書6】

この文書は、大坂西町奉行の曾我古祐が参府した際に將軍の指示（「上意」）を求めたのに対し、寛永一六年（一六三九）六月二五日、老中が指示の内容を五力条にまとめ、大坂城代阿部正次・大坂玉造口定番稲垣重綱・大坂東町奉行久貝正俊・西町奉行曾我古祐の連名にあてたもの（達書）である。なお、寛永七年一月三〇日に高木正次が死去してから慶安元年（一六四八）六月二六日に内藤信広が任命されるまで京橋口定番は欠員であり、寛永一六年の時点では、玉造口の稲垣が定番を一名で勤めていた。また、差出は、酒井家の側で筆写した際に省略されているが、形式や内容より老中と判断しうる。

第一・二・三条によると、寛永一四一五年に起こった島原の乱を契機として、翌寛永一六年以降、西国において非常事態が発生した際、緊急の場合には、將軍の指示を得ることなく城代・定番・町奉行が相談・連署し、大名などに軍事的な出動を命じたり、船舶を動員したり、武器・弾薬を提供しうることになったことがわかる。拙稿でも指摘したが、西国有事の際に城代・定番や町奉行が独自に軍事指揮権を発動しうることを明確にした史料は、承応三年（一六五四）の下知状でなく、寛永一六年の【文書6】であった。

第四条によると、幕府は、城代・定番・町奉行の家来の姻戚関係をこれら三者の家来相互間や近隣の譜代大名の家来に限定し、外様大名などの関係者に拡散させないよう努めたことが知られる。

【文書8】

この文書は、四代將軍家綱が就任（「御代替」）した翌々年の承応二年（一六五三）、東町奉行の松平重次が参府して將軍の指示（「上意」）を求めたのに対し、同年一月一六日、老中の阿部忠秋・松平信綱・酒井忠清が指示の内容を八力条にまとめ、追手口定番水野忠職・玉造口定番保科正貞・京橋口定番安部信盛・西町奉行曾我古祐・東町奉行松平重次の連名にあてたもの（達書）である。なお、正保四年（一六四七）一月一四日に阿部正次が死去してから寛文二年（一六六二）三月二九日に青山宗俊が任命されるまで城代は欠員であり、承応二年の時点では、定番が追手口を含む三人制をとっていた。

第一・二・三条には、京橋・玉造蔵曲輪の石垣上置、玉造蔵廻の裏土、大手先の地形ならしのような普請の場所・内容とその実施時期、第四・五・七・八条には、鳴野塩硝場の破損を修復する際の郷村人夫の徴発、与力・同心が普請の奉行に出る時の扶持方、大破した（公儀橋である）農人橋を修復する請負人の入札、玉造口定番与力・同心の屋敷を（大坂城の周辺に）与えるため立ち退かされる町人への替地といった普請の実施方法や財政的措置、それぞれ記載されている。全八力条のうち七力条が大坂城の内外における普請に関する項目であったことから、軍事・政治機構の形成期である承応二年の段階では、大坂の役人や番衆の職務において、各種の施設を建設・修復する工事が大きな割合を占めたことがうかがえる。

【文書7】

この文書は、万治三年（一六六〇）一月二二日に任命された玉造口定番の石川総長と京橋口定番の板倉重矩が大坂へ赴任するにあたり、城内の破損修復や城内外の巡回、与力・同心の召し抱えなどについて八力条の書面で伺ったのに対し、翌万治四年三月二五日、老中の稲葉正則・阿部忠秋・松平信綱・酒井忠清が箇条ごとに指示・返答の

内容をまとめ、石川・板倉の連名にあてたもの（書出）である。なお、石川と板倉は、万治四年四月一日に大坂へ赴任する暇をたまわっており、【文書7】¹⁰は、出発前に江戸で受け取っている。

第三条によると、定番・大番頭や町奉行・大坂目付は、毎月朔日と五節句・八朔（ただし、正月七日の日は、元日で代替されている）に本丸をはじめとする各所を同行・巡回することで、大坂城を管理・監督したこと、加番は、五節句や八朔に同行するのみであり、城内の管理において定番・大番頭・町奉行・目付らとは区別されたこと、目付は、寛文二年（一六六二）に城代が復活する以前の（定番が三人制をとる）時期から、すでに大坂の軍事（政治）機構を構成する主要なメンバーであったこと、がわかる。なお、大坂目付は、大坂や上方を監察する幕府役人であり、使番や両番（書院番と小姓組）からなる二名が任じられ、一年に二〜三回交代する形で江戸より派遣された。大坂城内に屋敷を与えられ、京都や奈良へも定期的に巡回・滞在した。¹¹

第四・五条によると、玉造口・京橋口の定番は、尼崎や堺などの日帰りできる範囲を巡回（「見分」）し、大坂城外の地域支配にも一定の役割を果たしたこと、加番も、大坂周辺一〜二里の範囲を巡回（「遠廻」）し、地域支配に一定の役割を果たしたが、その際、単独で巡回しうる定番とは異なり、大番頭と同行することが条件にされたこと、（別格の追手口を除いて）二人制をとる玉造口・京橋口の定番や四人制をとる加番は、それぞれ交代で外出することにより、城内の守衛に空白が生じないように留意していたこと、が知られる。城外での巡回においても、加番は副次的な立場にあった。

第二・七条によると、定番のような幕府の役人・番衆のみならず、近隣の譜代大名も、急な破損の修復といった大坂城における施設の維持・管理に一定の役割を担ったこと、定番が与力・同心を召し抱える際の対象として、本人はもちろんのこと親類が徳川一門の大名や外様の国持大名（の家来）と関係のある者も除外したこと、がわかる。拙稿でも論じたが、【文書6】の第四条や【文書7】の第二・七条からは、幕府が定番（や城代・町奉行）な

どの役人・番衆とともに譜代大名を自らの内部的な存在と認識する一方、外様の国持大名だけでなく徳川一門の大名についても、潜在的に敵となる可能性を想定し、幕府権力の外部的な存在と位置付けて警戒した様子がうかがえる。なお、慶安元年（一六四八）に初めて玉造口・京橋口の定番に与力や同心が付けられたため、寛永一六年（一六三九）の【文書6】の第四条では、玉造口定番の稲垣重綱について与力・同心に関する記述がなく、家来の縁組のみがとりあげられている。また、与力や同心を与えられず、自らの家来だけで番所を守衛するという当初のあり方は、慶安元年以降、追手口定番や城代にのみ引き継がれた。

第六条によると、定番が与力・同心や家来を召し抱える際、「本国」（本貫地）と「生国」（出生地）が上方（畿内）や西国（中国・四国・九州）の者を排除するよう命じられたことがわかる。すなわち、江戸の老中は、与力・同心や家来の候補となるべき者の属性について、第七条では、譜代・一門・外様といった將軍との親疎にもとづく大名の種類に着目したのに対し、第六条では、上方や西国のような出身の地域を問題にしている。これらからは、関東を基盤とする東国政権の性格を有する幕府が、万治四年（四月二五日に寛文へ改元）の段階でも、上方や西国の諸勢力（国持クラスの外様大名など）への警戒を解いておらず、大坂城がそれらに対する防衛拠点となっていた事実を確認することができる。

【文書2】

この文書は、万治四年（一六六一）三月二五日に江戸で渡された【文書7】の第六条をふまえ、翌々月の寛文元年五月二七日、大坂に到着した京橋口定番の板倉重矩と玉造口定番の石川総長が与力・同心や家来（奉公人）の召し抱えについて三力条の書面で伺ったのに対し、同年七月九日、老中の松平信綱・稲葉正則・阿部忠秋・酒井忠清が裏書する形で書面の内容を承認したものである。なお、板倉は寛文元年五月二二日、石川は同月二八日に前任の

定番と勤務を交代しており、【文書2】の書面（表書）は、板倉と石川が大坂の状況をもとに江戸の老中へ向けて送ったものである。

第一条によると、京橋口や玉造口の定番が与力を召し抱える際、江戸で命じられた【文書7】の第六条）通り、本国と生国が上方（五畿内）や西国（中国・四国・九州）の者を対象としないが、特別に確かな由緒を把握する者については、例外的に生国のみを問題としたこと、同心を召し抱える際、前任の玉造口定番保科正貞や京橋口定番安部信盛の時期から、（本国のみならず）生国についても問題とせず、身元の確かさを基準にしていたこと、がわかる。ここでは、与力について、本人が生まれた実質的な出身地である生国を重視し、遠い先祖が生まれた形式的な出身地である本国の要件を一部緩和するとともに、同心については、すでに前任の定番の段階で、実質的な出身地である生国の要件さえも放棄しており、与力と同心について本国・生国の両方を問題にした【文書7】の第六条とは対照的である。また、与力と同心で採用の基準が異なることから、定番の直属の部下である与力と、与力の部下のような同心との間に、幕府権力の構成員（幕臣）として明確な格差が存在したことが読み取れる。さらに、こうした両者の違いをふまえると、たとえ幕府が東国政権の性格を有したとしても、本国と生国の両方が上方・西国でない者を見出すことが必ずしも容易でない大坂においては、同心の出身地に関する要件を緩和することが、現実的な対応であったと考えられる。それゆえ、老中は、江戸で指示した方針（文書7）に反するが、大坂での実態にもとづく柔軟な対応（文書2）を承認（追認）したのだろう。

第二条によると、京橋口・玉造口の定番が中層の家来である「侍」を召し抱える際には、身元の確かさや定番の家来と親戚関係にあることなどが重視され、（本国はもちろんのこと）生国が問題とされていないこと、下層の家来（奉公人）である「足軽・中間」を召し抱える際には、領地（「知行所」）の者であれば望ましいものの、本国・生国のような出身地や定番の家来との親戚関係も基本的に問題とされず、あくまで身元の確かさのみが重視さ

れたこと、が知られる。また、ここからは、定番の与力が、將軍の直臣として直接的・継続的に幕府に仕える存在であり、出身地を含めた属性が厳しく問われるのに対し、侍や足輕・中間は、第一義的に、定番をつとめる大名の個人的な家来であり、主人が定番に在任する期間のみ間接的・一時的に幕府の構成員となるにすぎなかったこと、自らの領地の者は身元に一定の信頼がおけるため、足輕・中間のような下層の家来（奉公人）の供給源として領地の存在は重要であったこと、がうかがえる。

第三条によると、定番の与力・同心や家来が召し使う男女（の奉公人）については、わざわざ（江戸の者などを）「速国」（である大坂）より召し抱えることができないため、前任の保科・安部の時期から、身元の確かさのみを基準として、本国や生国などの出身地にかかわらず（大坂において）召し抱えたこと、与力・同心や家来が召し使う奉公人についても、領地の者はある程度信頼がおけたこと、がわかる。そもそも大名・旗本やその家来といった各種の武士が、軍事・政治上の職務を果たし、自らの家を維持するためには、多数の奉公人による労働が必要であった。また、大坂城に勤務・居住する定番が新たに奉公人を召し抱える場合、江戸より派遣することは実際上難しく、任地の大坂において採用することとなるが、領地が信頼のおける奉公人の供給源であったことからは、定番にとつて大坂の近辺に領地が存在することは大きな意味をもったといえる。

なお、定番の領地について、宮本裕次氏は次の点を明らかにしている。¹⁵⁾

城代の阿部正次が死去した翌年の慶安元年（一六四八）、玉造口定番の保科正貞と京橋口定番の内藤信広の二名が同時に任命されると、それぞれ畿内に一万石の領地が増された。また、保科・内藤以降の玉造口・京橋口の定番も、江戸より赴任する際に、摂津・河内・和泉など大坂に近い地域で一万石が増された。ただし、追手口定番は、赴任時に増されることがなく、三人制定番のなかでも玉造口や京橋口とは区別されていた。青山宗俊が城代となる寛文期（一六六一〜七三）以降、定番が任命された際に大坂近辺で増されるあり方は

徐々に変化していく。寛文八年に就任した玉造口定番の安部信之以降、一万石未満の旗本には一万石、一〜二万石の大名には三丁五〇〇石、二万石以上の大名にはなし、と持高に応じた加増がなされた。さらに、元禄七年（一六九四）に就任した京橋口定番の松平乗成以降は、原則として加増が停止され、大坂近辺に領地のない定番は、在任中にのみ領地を大坂の近辺へ移された。そして、元文四年（一七三九）に就任した京橋口定番の山口弘長以降は、大坂近辺に領地のない定番でも、領地が移されなくなった。

これによると、江戸時代の前半期、とくに寛文期以前の段階では、新しく任命された定番が大坂近辺に領地を与えられたことがわかる。また、その背景には、【文書2】の第二・三条にみられたように、大坂城で勤務・居住する際に奉公人の労働力が必要になるという現実的な事情があった。他方、寛文期以降、定番に大坂近辺の領地が次第に与えられなくなることからは、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いや同一九・二〇年の大坂の陣より半世紀が経過し、上方や西国の諸勢力に対する幕府の軍事的・政治的な警戒感が少しずつ薄れている状況、あるいは、東国政権である幕府の支配が、上方や西国にも着実に浸透・定着しつつある状況を反映したものと理解することができる。

【文書5】

この文書は、寛文元年（一六六一）一月八日に玉造口定番の渡辺吉綱が任命されたことを受けて、渡辺と京橋口定番の板倉重矩が、大番頭・加番などが交代する時の入城や屋敷が破損した際の修復について三力条の書面で行ったのに対し、翌寛文二年三月八日、老中の稲葉正則・阿部忠秋・酒井忠清が箇条ごとに指示・返答の内容をまとめ、板倉・渡辺の連名にあてたもの（書出）である。

第三条では、大番頭や加番の勤務・居住する屋敷（「小屋」）の破損について、駿府城と同様に、大破なら、幕府

（「公義」より修復を命じる（幕府が費用を負担する）、小破なら、大番頭や加番が自分で修復するようにしたいと定番が願ったところ、老中は、ひとまず従来通りに対処するよう指示している。駿府城は、大坂城や二条城と同じ將軍の直轄城（番城）であるが、【文書7】の第二条にもあるように、破損した屋敷の修復といった施設の維持・管理は、大坂城に勤務する役人や番衆にとつて（さらには、幕府の軍事機構全体においても）番所の守衛とならば主要な任務であつたことがうかがえる。

【文書3】

この文書は、京橋口・玉造口の定番が同心の羽織について伺つたのに対し、【文書5】と同じ寛文二年（一六六一）三月八日に老中が指示・返答したものである。

この文書によると、定番同心の羽織のような役人・番衆の下僚の装備は、幕府の費用で支給されること、その際、定番が値段に関する書類を老中に送ると、老中は「添状」（大坂金奉行などに金銀の支出を命じる証文）を発給したこと、がわかる。たとえば大坂城内の業務に関わる費用を、本丸の金蔵にある金銀から支出する場合であっても、大坂（定番）の側で独自に実施しうるのではなく、江戸（老中）によつて一元的に管理されていた。

【文書1】

この文書は、寛文二年（一六六一）三月二十九日に追手口定番の水野忠職が辞任し、青山宗俊が一四年余ぶりの城代に任命されたことを受けて、同年四月六日、玉造口定番の渡辺吉綱と京橋口定番の板倉重矩が、水野の上坂した時にも同様の申し合わせがあつたとして、城内への人権や城門の管理について三力条の書面で伺つたのに対し、四月二十八日、老中の稲葉正則・阿部忠秋・酒井忠清が裏書する形で書面の内容を承認したものである。

第一・二・三条によると、大坂に勤務する幕府の番衆・役人・代官の家来を除き、大坂城への入構は厳しく制限されたこと、城代が中断している寛文二年以前の段階では、追手口・玉造口・京橋口をはじめとする各種の城門につき、三人制の定番が中心となつて大番頭や町奉行とも合議しつつ管理・運営したこと、加番は、城門の管理にも深く関与することはなく、大坂の軍事機構においてやや外縁的な存在であつたこと、が知られる。

【文書9】

この文書は、六月二六日、老中の土屋政直・戸田忠昌・阿部正武が城代土岐頼殷・玉造口定番安部信友・京橋口定番松平乗成・西町奉行永見重直・三人制大坂町奉行保田宗郷の連名にあてたもの（達書）である。この文書について、大野氏は「大坂城の除金銀（貯蓄金銀）に関する史料」であり、老中が「大坂金蔵に一〇万両ほど詰め置くよう申し渡したものと指摘する。また、月日のみが付された文書であるが、差出・宛名にあげられた役人の任期から、年次は、元禄九（一一年）（一六九六）のいずれかに比定される¹⁶。なお、元禄九（一五年）には、一人制の堺奉行が一時的に廃止される一方、二人制の大坂町奉行が三人制となつて堺奉行の職務を兼ねたため、【文書9】の宛名には、東・西以外のもう一名の町奉行である保田が記されている。

【文書4】

この文書は、元禄一四年（一七〇二）一月二八日、老中の稲葉正往・秋元喬知・小笠原長重・土屋政直・阿部正武が（將軍から）命じられた内容を三力条にまとめ、城代土岐頼殷にあてたもの（達書）である¹⁸。なお、城代の土岐は、元禄一四年九月に参府し、一〇月二八日、四品（従四位下・無官）に叙されて侍従（従四位下・侍従）である京都所司代とほぼ同様の格式に引き上げられ、一月二八日、大坂へ赴任する暇を与えられた際にこの文書を

渡された。¹⁹⁾

第一条によると、元禄一四年以降、各種の業務（「御用向」）について、城代は、定番・大番頭・加番や町奉行・大坂船手・目付・その他の幕府役人から報告や伺いを受け、自らの判断で返答・指示しうるようになったことがわかる。拙稿でも述べたように、元禄一四年に四品の格式へ引き上げられたことを契機として、城代は、京都における所司代と幕府役人の関係と同様、大坂に勤務する役人や番衆を指揮監督しうるようになり、軍事・政治機構の全体にわたる管理責任者となった。²¹⁾そして、それを正式に命じる史料が【文書4】であった。なお、大坂船手は、元和五年（一六一九）に設置された一二人制の役人で、幕府公用船の管理や一般の通行船の検査、船舶に関する紛争の処理、塩飽島の支配などを担当した。²²⁾また、堺奉行が廃止され、その職務を三人制の大坂町奉行が担当している元禄一四年の段階で、城代が町奉行を指揮監督するようになったため、翌元禄一五年に堺奉行が復活し、町奉行の兼ねた職務が堺奉行に戻されると、堺奉行との間でも、城代による指揮監督の関係が成立したものと思われる。

第二条では、門・櫓・堀といった施設の小破を修理したり、軽い武器を修繕・掃除することについては、従来のように、大番から出る破損奉行が担当し、大規模な（破損を修復する）普請については、大番の兼任でない専任（「定役」）の破損奉行が担当し、その下奉行は、城代や定番、場合によって加番より出す、とある。【文書5】の第三条や【文書7】の第二条と同様に、ここからも、城代・定番・大番・加番のような大坂城に勤務する幕府の役人・番衆にとって、破損の修復は、番所の守衛とならぶ主要な任務であったことが確認される。

第三条では、大番頭や加番の勤務・居住する屋敷（「小屋」）の破損について、小破なら、大番頭や加番が自分で修復（修理）し、大破なら、幕府（「公義」）より修復を命じる（幕府が費用を負担する）、とある。これは、寛文二年（一六六二）三月八日に老中が定番の要望を保留した【文書5】の第三条とほぼ同じだが、元禄一四年の時点では、定番の要望した通りに制度化されている。

【文書10】

この文書は、享保一五年（一七三〇）二月一七日、大坂金蔵の「御除金銀」（保管・貯蓄される金銀）と「御遣方金銀」（支出される金銀）の項目や数量（高）について、西町奉行の松平勘敬・東町奉行の稲垣種信と大坂金奉行飯役の深津宜忠・大岡忠方・波多野義有が調査・報告したものである。この文書について、大野氏は「この覚（【文書9】のこと 筆者注）に基づいて、享保十五年十二月大坂町奉行・御金奉行・大番からの除金銀の遣方と金蔵有金銀を報告したものと説明する。たしかに、大坂金蔵に保管・貯蓄しておくべき金銀（除金銀）の高を一〇万両程度とするよう老中が指示した元禄九〜一一年（一六九六〜九八）の【文書9】を受けて、三〇年余が経過した享保一五年の時点では、「御除金銀」高が一四万両ほどへと順次増加している様子がうかがえる。しかしながら、「御黒印長持有之候御書付写」に収録された理由としては、この文書が、大坂金蔵の除金銀高などを報告するにとどまらない意味をもったためと考えられる。そこで、【文書10】の内容や背景、歴史的な意義について検討する。

この文書の差出には、専任（本役）の大坂金奉行でなく飯役の三名が連署しているが、これには次のような経緯があった。享保一五年四月、大坂金蔵において金一〇一〇両余が紛失する事件が起こった。そこで、幕府は「吟味」（審理）を進める間、金奉行の富士市左衛門・蜂屋多宮・河原七兵衛・木村佐次右衛門を四人制の加番それぞれに預け、金奉行の下僚なども多数「牢舎」（勾留）にした。翌享保一六年二月、江戸において関係者の処分が決定され、その内容を通知・指示する文書（「御吟味落着書付」）は、同月二四日に「宿次」（継飛脚）で大坂に到着し、城代の土岐頼稔（【文書4】【文書9】）に登場する城代土岐頼般の子）が受け取った。「御吟味落着書付」によると、金奉行のうち富士が改易、蜂屋が重追放、木村が遠島を命じられ（河原はすでに牢死していた）、金奉行の忰や家来・同心など一五名も、遠島・追放・所払・暇（免職）に処された。この事件によって、四人制である大坂金奉行の全員が不在となったため、幕府は、享保一五年四月二〇日に江戸金奉行の深津宜忠を、同年一〇月、大坂に在番

する大番の波多野義有を、一月一日、同じく大坂に在番する大番の大岡忠方をそれぞれ大坂金奉行の仮役に任命した。なお、享保一七年二月二三日、深津・波多野・大岡の三名は本役の大坂金奉行となっている。²⁵⁾

つぎに、【文書10】に記載された項目や数量をみると、冒頭の「金高」一三万九〇二匁兩余と銀一一匁余は、大坂金蔵において支出せずに保管・貯蓄しておくべき金銀（「御除金銀」の合計高）を主として金で換算したものであり、これは、「当四月十八日」からの「不足金」一〇一〇兩余、金蔵に現存する金（「御金蔵有金」）六万八五〇〇兩、金蔵に現存する銀（「御金蔵有銀」）三六三三貫三四九匁余、の三者の合計と一致する（その際、「此償銀」三六三三貫三七匁余は、その直前にある「金」六万九五一〇兩余を銀に換算したものと解釈される）。すなわち、「御除金銀」の合計高＝「不足金」＋「御金蔵有金」＋「御金蔵有銀」の等式が成り立つ。これらによると、大坂金蔵に保管されているはずの「御除金銀」の合計高と、実際に金蔵に存在する金銀高との間には、四月一八日から一〇一〇兩余の「不足金」が発生していることがわかり、この日付と金高こそが、事件の発生した日と紛失した額に該当する。そして、【文書10】は、大坂金蔵における金銀の項目や数量を調査し、紛失の状況を正確に把握（することにより、幕府が事件を処理する際の基本資料と）するために作成・提出された報告書であった。さらに、このような重要な内容をもつ文書であったからこそ、本丸の「御黒印長持」に収められるとともに、一〇年後の元文五年（一七四〇）より城代をつとめた酒井忠恭が筆写させ、「御黒印長持有之候御書付写」に収録されたと理解することができる。

おわりに

本稿では、江戸時代前半期の大坂における幕府の軍事機構に関する史料、とくにその中心をなした大坂城代・大

坂定番・大坂町奉行に関する史料として、「御黒印長持有之候御書付写」（酒井家文書、姫路市立城郭研究室所蔵）を翻刻・紹介し、収録される一〇通の文書について解説・分析を行った。その結果、いずれの文書も、大坂の軍事（・政治）機構が改革・整備される時期に出された貴重なものであり、興味深い内容を有することが明らかとなった。

たとえば、【文書4】【文書5】【文書7】によると、破損した屋敷の修復といった施設の維持・管理が、城代・定番・大番頭・加番のような大坂城に勤務する幕府の役人・番衆にとつて、番所の守衛とならば主要な任務であったことがうかがえた。

また、【文書2】【文書7】からは、大坂に勤務する幕府の役人や番衆が与力・同心や家来（奉公人）を召し抱える際、上方や西国の出身者を除外するよう指示されており、関東を基盤とする東国政権の幕府は、上方・西国の諸勢力（国持クラスの外様大名など）に対する警戒を解いていなかったこと、領地が信頼できる奉公人の供給源であったため、大坂近辺に領地が与えられることは、定番などにとつて大きな意味があったこと、ただし、同心や下層の家来（奉公人）について出身地の要件が緩和されたり、大坂近辺の領地が次第に与えられなくなるなど、寛文期（一六六一〜七三）ごろには、上方や西国の諸勢力に対する幕府の警戒感が徐々に薄れつつあったこと、などを読み取ることができた。

さらに、享保一五年（一七三〇）に大坂金蔵の金一〇一〇両余が紛失する事件が発生したが、【文書10】は、幕府が紛失の状況を把握して事件を処理するため、金蔵における金銀の項目や数量を調査・報告させたものであることが判明した。

このように、「御黒印長持有之候御書付写」は、大坂の軍事機構について考えるうえで有用な素材であり、これまで知られていなかった事実を提供するとともに、従来の説に修正を迫る記述を多く含んでいる。今後のさらなる

活用が期待される。

注

- (1) 酒井忠恭は、宝永七年(一七二〇)五月二日、若狭小浜藩酒井家の分家である越前敦賀(鞠山)藩一万石の酒井忠菊の四男として生まれた。享保一六年(一七三二)九月、忠恭の実兄であり、譜代の名門上野前橋藩酒井(雅楽頭)家の当主になっていた酒井親本の末期養子となり、一〇月二三日に遺領を継いだ。元文五年(一七四〇)四月三日、大坂城代に任じられ、約五年間その職にあつた。延享元年(一七四四)五月朔日、八代將軍吉宗の世子家重が居住する西丸の老中へ転じ、九月一八日には吉宗が居住する本丸の老中も兼務した。吉宗の隠退と家重の九代將軍就任を目前にひかえた翌延享二年九月朔日、家重が本丸へ移るのに従つて老中の首座となる。吉宗から家重への政權交代が一段落する寛延二年(一七四九)正月一五日、老中を免じられて溜詰となり、領地を上野前橋より播磨姫路に移された。明和九年(一七七二)七月一三日に藩主在職のまま死去する。なお、忠恭以降の酒井(雅楽頭)家は、姫路藩主として幕末を迎えるが、同家の歴代当主には、忠恭以外で城代をつとめた者はいない。(姫路藩)酒井家文書の一部として現在に伝えられたこと、収録される文書の下限が享保一五年であることなどをあわせると、「御黒印長持有之候御書付写」は、忠恭の城代在任中に作成された史料と考えられる(『新訂寛政重修諸家譜 第二』一〇〇～一二頁。山田武麿「前橋藩」木村 礎ほか編『藩史大事典 第二巻 関東編』雄山閣出版、一九八九年。八木哲浩「姫路藩」木村ほか編『藩史大事典 第五巻 近畿編』雄山閣出版、一九八九年。大野瑞男「史料解題」大野編『江戸幕府財政史料集成 上巻』吉川弘文館、二〇〇八年)。
- (2) 朝尾直弘氏は「江戸時代を通じて、大坂城代が一〇年以上一人の人物によつて勤められた例は三例しかなく、その一例はすでに述べた阿部正次(二二年)であり、その二例がこの青山であり、その三例は元禄四年(一六九一)から正徳二年(一七二二)までの二年間在勤した土岐頼殷であつて、いずれもこの地域全般の支配構造の転換ないし変動期に當つていのである。制度の代替にさいして、畿内西国の幕藩制軍事機構の中枢が堅固に維持されてある必要があつたからである」と指摘する(朝尾直弘「畿内における幕藩制支配」『朝尾直弘著作集 第一巻 近世封建社会の基礎構造』岩波書

- 店、二〇〇三年「初出。近世封建社会の基礎構造 畿内における幕藩体制」御茶の水書房、一九六七年)。
- (3) 前掲大野編「江戸幕府財政史料集成 上巻」一九七、一九八頁。
- (4) 拙稿「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」『日本史研究』五九五、二〇一年。
- (5) 前掲朝尾「畿内における幕藩制支配」松尾美恵子「大坂加番制について」『徳川林政史研究所 研究紀要 昭和四十九年度』一九七五年。藪田 貫「摂河支配国」論 日本近世における地域と構成」『近世大坂地域の史的研究』清文堂出版、二〇〇五年(初出、脇田 修編著『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年)。内田九州男「徳川時代の大坂城 將軍の城」『大阪城ガイド』保育社、一九八三年。藤井讓治「幕府領と大名領」『大阪府史 第五卷』大阪府、一九八五年。藤井「平時の軍事力」藤井編『日本の近世 第三卷 支配のしくみ』中央公論社、一九九一年。小池 進「江戸幕府直轄軍団の形成」『江戸幕府直轄軍団の形成』吉川弘文館、二〇〇一年。宮本裕次「大坂定番制の成立と展開」『大坂城天守閣紀要』三〇、二〇〇二年。
- (6) 富善一敏「大坂城交代時代の文書の引き継ぎについて」記録史料研究会編(千葉大学大学院社会文化科学研究科一九九七、一九九九年)『プロジェクト報告書』『記録史料と日本近世社会』千葉大学大学院社会文化科学研究科、二〇〇〇年。
- (7) 前掲藤井「幕府領と大名領」。前掲内田「徳川時代の大坂城」。前掲宮本「大坂定番制の成立と展開」。
- (8) 前掲拙稿「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」。
- (9) 前掲拙稿「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」。
- (10) 「柳宮日記」国立公文書館所蔵。『新訂増補国史大系 徳川実紀 第四篇』三八四頁。
- (11) 上田長生「元禄期の大坂目付(上) 若狭野浅野家文書の大坂目付関係史料の紹介」『大阪の歴史』七六、二〇一年。
- (12) 前掲拙稿「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」。
- (13) 前掲宮本「大坂定番制の成立と展開」。
- (14) 前掲藤井「幕府領と大名領」。

- (15) 前掲宮本「大坂定番制の成立と展開」。
- (16) 前掲大野「史料解題」。
- (17) 村田路人「元禄期における伏見・堺両奉行の一時廃止と幕府の遠国奉行政策」『大阪大学大学院文学研究科紀要』四三、二〇〇三年。
- (18) 村田路人氏は、「柳営日次記」に【文書4】と同様の文書が記載される点をすでに指摘している（前掲村田「元禄期における伏見・堺両奉行の一時廃止と幕府の遠国奉行政策」）。これは、百数十年後の文化六年（一八〇九）〜天保一四年（一八四三）に『徳川実紀』が編纂された際、作業の必要から「柳営日次記」に書き込まれたものと推測されるが、表記に不備があったり、第三条の一部が冊子のノドに隠れるなど若干の難点がある。
- (19) 「柳営日次記」。
- (20) 前掲拙稿「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」。
- (21) 関ヶ原戦後より地域支配にたずさわってきた京都所司代には、与力や同心が付属するのに対し、大坂城の守衛を主な任務とする城代には、与力・同心が付けられていなかった。しかし、元禄一四年（一七〇一）以降、大坂やその周辺地域の支配に関わるようになったため、城代も、地域の状況を直接把握し、支配の実務を担当する自前の下僚が必要となった。そこで、城代の土岐頼殷は、「下目付」（のち「地目付」という独自の役人を設置した）「浜田乾坤書抜」常陸国土浦土屋家文書、国文学研究資料館所蔵「大阪市史編纂所・大阪市史料調査会編『新修大阪市史 史料編第六卷 近世 政治』」大坂市、二〇〇七年、一三八〜一四〇頁）。
- (22) 吉田洋子「大坂船手の職務と組織」『大阪の歴史』七三、二〇〇九年。
- (23) 前掲大野「史料解題」。
- (24) 「柳営日次記」。『新訂増補国史大系 徳川実紀 第八篇』五四五・五八七頁。「聞書 御城方」大阪市立中央図書館市史編纂室編『大阪編年史 第八卷』大阪市立中央図書館、一九七〇年、六二丁六三頁。「御金紛失御吟味落着書付写」前掲『新修大阪市史 史料編第六卷』二七〇〜二七二頁。宮本裕次「大坂加番大名一覽」大阪城天守閣編『大坂加番記録（一）』安永九年八月〜天明元年八月、雁木坂加番京極高久『大阪城天守閣、一九九七年』。

(25) 『新訂寛政重修諸家譜 第二十二』九八頁。『新訂寛政重修諸家譜 第十三』三四八頁。『新訂寛政重修諸家譜 第十六』三三四頁。

【付記】

谷口 昭先生には、筆者が大学院生のころより、法制史学会や藩法研究会において、日本法制史の全般にわたるご指導をたまわりました。これまでのご厚情に深く感謝申し上げますとともに、ますますのご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

また、本稿を作成するにあたり、史料の閲覧・翻刻につきましては、姫路市立城郭研究室のみなさまに、まことにお世話になりました。心よりお礼申し上げます。

なお、本研究は、JSPS科研費二六八七〇七二六、二六二八四〇九五、一七H〇二四四八の助成を受けたものです。

【表「御黒印長持有之候御書付写」所収の文書一覧】

通番	年月日	差出の役職	宛名の役職
6	寛永16年(1639)6月25日	(老中)	城代、玉造口定番、東町奉行、西町奉行
8	【伺】年月日なし 承応2年(1653)11月16日	【伺】東町奉行、西町奉行、京橋口定番、玉造口定番、追手口定番 老中 追手口定番、玉造口定番、京橋口定番、西町奉行、東町奉行	老中
7	【伺】年月日なし 丑(万治4年[1661])3月25日	【伺】京橋口定番、玉造口定番 老中 玉造口定番、京橋口定番	老中
2	【伺書】寛文元年(1661)5月27日 【襄書】寛文元年(1661)7月9日	【伺書】京橋口定番、玉造口定番 【襄書】老中 玉造口定番、京橋口定番	(老中)
5	【伺】年月日なし 寛文2年(1662)3月8日	【伺】玉造口定番、京橋口定番 老中 京橋口定番、玉造口定番	老中
3	【伺】年月日なし 寅(寛文2年[1662])3月8日	【伺】玉造口定番、京橋口定番 (老中 京橋口定番、玉造口定番)	老中
1	【伺書】寛文2年(1662)4月6日 【襄書】(寛文2年[1662])4月28日	【伺書】玉造口定番、京橋口定番 【襄書】老中 (京橋口定番、玉造口定番)	(老中)
9	(元禄9~11年[1696~98])6月26日	老中 城代、玉造口定番、京橋口定番、西町奉行、三人制町奉行	
4	元禄14年(1701)11月28日	老中 城代	
10	享保15年(1730)12月17日	西町奉行、東町奉行、金奉行板役	(老中または城代)

「御黒印長持有之候御書付写」(酒井家文書、姫路市立城郭研究室所蔵) による。()・[]・【 】は、筆者による補足を示す。差出・宛名の順序は、史料の記載にもとづく。大坂に勤務する役人・番衆の役職名については、「大坂」の表記を省いた。